

		裁判長 認 印		印	
調 書 (決定)					
事 件 の 表 示		平成 1 7 年 (才) 第 8 9 6 号 平成 1 7 年 (受) 第 1 0 2 6 号			
決 定 日		平成 1 7 年 1 1 月 1 5 日			
裁 判 所		最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷			
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官		藤 田 宙 靖 濱 田 邦 夫 上 田 豊 三 堀 籠 幸 男			
当 事 者 等		別紙当事者目録記載のとおり			
原 判 決 の 表 示		大阪高等裁判所平成14年(ネ)第1711号(平成16年4月16日判決)			
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。 第2 理由 1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 2 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 平成17年11月15日					

株式会社

ほ か

旧姓

旧姓

3